令和５年 12 月

各　位

青情 0505
事　務　局
☎351-4159

青　色　情　報

◇相談会開催のご案内◇

Ⅰ．年末調整個別相談会

日　程	令和６年　１月５日(金) ９日(火) 11 日(木) 12 日(金) 15 日(月)
会　場	じばさん三重　５階 情報交換室２
時　間	午前１０時～１２時、午後　１時～４時　≪受付は終了の 30 分前まで≫
持ち物	・Ｒ5 年前期分納付書・源泉徴収簿等書類・社会保険料等控除証明書 （国民健康保険、国民年金及び国民年金基金、生命保険料控除証明書、介護医療保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、など） ・マイナンバーカード又は通知カード ※控除対象配偶者及び扶養親族のある場合は、全員の通知カード又はマイナンバーが分かる書類（例：令和５年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、など）
会　費	１，０００円
納期限	・納期の特例の承認を受けていない場合の、源泉徴収税の納付期限は **令和６年１月１０日（水）です。** ・納期の特例の承認を受けている場合の、源泉徴収税の納付期限は **令和６年１月２２日（月）です。**

Ⅱ．所得税確定申告の相談会

①　高額者決算確定申告講習会（高額者の方のみ対象）※要予約

日　程	**令和６年　２月　８日（木曜日）**
会　場	じばさん５階　情報交換室２
時　間	午後　１時３０分～３時３０分　【要予約】
参加費	１，０００円
持ち物	決算の手引き及び確定申告の手引き　又は　税務署から届いた書類一式
備　考	≪受講対象者≫ R4 年分決算書の差引金額欄が 300 万円を超える方 ※一般の方は 33 欄、不動産の方は 19 欄、農業の方は 36 欄の金額をご確認ください

②（一般の方）確定申告個別相談会

日　程	令和６年２月１５日(木) ～ ３月１２日(火)　※但し、水・土日を除く
会　場	じばさん４階　研修室２・３
時　間	午前９時３０分～１２時、午後１時～４時≪受付は終了の 30 分前まで≫
会　費	１，０００円
持ち物	前年度の決算書及び申告書控、社会保険料等の控除証明書、(必要により)源泉徴収票 マイナンバーカード又は通知カード、本人確認書類、「確定申告のお知らせ」ハガキ
備　考	３月１４日(木)からは受付を行いませんのでご注意ください。

Ⅲ．消費税個別相談会

日　程	令和６年３月１８日(月)・１９日(火)・２２日(金)・２５日(月)【４日間】
会　場	じばさん４階　研修室２
時　間	午前１０時～１２時　午後１時～４時　≪受付は終了の 30 分前まで≫
会　費	１，０００円
持ち物	前年度及び前々年度の申告書・付表及び計算書類、マイナンバーカード又は通知カード、本人確認書類、「確定申告のお知らせ」ハガキ
備　考	注)一般課税の方は課税取引金額計算表を事前にご記入の上ご来場下さい 特に、軽減税率 8%の売上・仕入控除額は必ず区分計算をしてください。 また、インボイスを登録された方は、10 月以降の経過措置（8 割控除）の適用を受ける課税仕入高の区分も併せてご記入ください。

Ⅳ．令和５年度確定申告に関わるお知らせ

◇令和５年度確定申告会場について

四日市税務署の確定申告会場は、昨年度までのじばさん６階から「ユマニテクプラザ」の３階に変更になります。また、ユマニテクプラザには駐車場がありませんので、申告会場へ行かれる際は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

※ユマニテクプラザ：　四日市市鵜の森 1-4-28　＊桑名三重信用金庫四日市西支店東隣

■確定申告期間中の事務局の営業並びに個別相談会の開催について

令和５年度の確定申告期間（令和６年２月 16 日～3 月 15 日）の事務局の営業につきましては、四日市税務署の確定申告会場が、じばさん（四日市市地場産業振興センター）から他の場所に移転することに伴い、今年度から、じばさんの営業日に合わせて、**毎週水曜日を休業日、毎週土曜日は営業日**といたします。また、税理士による確定申告個別相談会の開催につきましても、水曜日を除く平日（月・火・木・金曜日）になります。但し、開催期間は例年に比べ１週間程長く開催いたします。(2 月 15 日～3 月 12 日)
ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

◇税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ

昨年度、当会の確定申告相談会場で申告書を提出された方(e-Tax 代理送信を含む)は、原則として、申告書等の用紙に代えて「確定申告のお知らせ」ハガキ（又は封書）が税務署から来年１月末頃に届きます。

このハガキ（又は封書）がお手元に届いた方は、必ず申告会場にお持ちください。

◆確定申告書及び青色申告決算書等の配布について

確定申告の準備のため、申告書・決算書等が必要な方には、事務局及び下記の相談会等の会場に於いて配布いたします。

・「年末調整個別相談会」(1 月)及び「確定申告個別相談会」(2 月 15 日～3 月 12 日)
・税理士による「高額者決算確定申告講習会」(2 月 8 日)

尚、確定申告書及び確定申告書作成の手引きは、1 月中旬(予定)から事務局並びに各相談会等の会場に於いて配布いたします。

※令和 5 年度版『青色申告会員必携』の販売を行っています。確定申告書作成の手引きとしてご利用下さい。頒布価格 770 円のところ **500 円(税込)**にてご購入いただけます。

---

§　イータックスによる確定申告について　§

Ⅴ．昨年度（令和４年度）「イータックス」を利用された方へ！

昨年度、ご自宅及び事務局を通じて「イータックス」により申告書等を提出された方(税理士による代理送信も含む)は、今年度の確定申告も引き続きイータックスによる確定申告にご協力くださいますようお願いいたします。

Ⅵ.（昨年度書面提出された方へ）「イータックス」による確定申告のお薦め

昨年度、書面により確定申告書等を提出された方につきましては、今年度より下記の何れかによるイータックスをご利用ください。特に、昨年度、青色申告特別控除 55 万円適用の方につきましては、青色申告決算書をイータックスにより提出することにより、青色申告特別控除 65 万円の適用が受けられます。

１．税理士によるイータックスの代理送信

税理士による『代理送信』を利用したイータックスでの申告をお薦めいたします。事務局がお手伝い致しますので、是非ご利用ください。

２．ＩＤ・パスワード方式によるイータックス

昨年及び一昨年度に、四日市税務署確定申告会場においてイータックスを利用された方は、ＩＤ・パスワード方式の届出が完了していますので、ＩＤ（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）が記載された**「ＩＤ・パスワード方式の届出完了通知」**書面をご持参ください。事務局のパソコンから、又は、税務署確定申告会場のイータックス送信端末機から確定申告が可能です。

３．マイナンバーカード方式によるイータックス（会計ソフトご利用の方）

マイナンバーカードを取得済みの方は、会の申告会場及び事務局のパソコンを使ってイータックスによる確定申告が可能です。申告書等を手書きする手間が一切かからない上、控除証明書の提出も必要ありません。是非ご利用ください。

Ⅶ. 電子帳簿保存法の内容が改正されました

～　令和５年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要　～

Q:「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書･請求書･決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、３つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存 するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコ ンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が５％軽減される措置があります。（あらかじめ届出書を提出している必要があります）

② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税･法人税に関して帳簿･書類の保存義務が課されている者は、注文書･契約書･送り状･領収書･ 見積書･請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を 保存しなければなりません。

【電子取引データ保存に関する主な改正事項】

※ 令和６年１月１日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

⑴ 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。 税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に 応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間（２課税年度前）の売上高が「1,000 万円以下」の保存義務者から「5,000 万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示･提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

⑵ 令和４年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和 5 年 12 月 31 日）をもって廃止されます。（参考）令和 5 年 12 月 31 日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和 6 年 1 月 1 日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

⑶ 新たな猶予措置が整備されました。 次のイ･ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署 長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示･提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合。